

Title	水銀に関する水俣条約における三位一体制度の実現(Abstract_要旨)
Author(s)	宇治, 梓紗
Citation	京都大学
Issue Date	2018-03-26
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k20862
Right	学位規則第9条第2項により要約公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法学)	氏名	宇治 梓紗
論文題目	水銀に関する水俣条約における三位一体制度の実現		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>2017年に発効した「水銀に関する水俣条約」は、有害化学物質である水銀や水銀化合物の排出から人の健康と環境を保護することを目的とし、水銀の産出・使用・廃棄に対して包括的な規制をかけるものである。本論文は、同条約が法的拘束力のある規制、遵守手続、資金供与制度という三つの制度を包含して成立した稀有な国際環境条約であることを受け、条約交渉過程の政治学的分析を通じて、その成立要因を解明することを狙いとする。その中で、条約交渉が、資金供与に関する先進国の同意の確保、遵守手続に関する途上国の同意の確保に難航したところに着眼し、その背景には、条約の便益と費用を国家間でどのように配分するかという分配問題と、制度の予想される帰結を国々にどのように認識させるのかという情報問題が介在していたとする。</p> <p>そのうえで、交渉議事録の精査および日本の環境省や国際機関の担当官に聴取調査を行って、両問題の解決という視点から条約交渉を分析する。その結果、両問題の解決と条約成立を導いた要因として、資金供与に関する先進国の同意が国内規制の充実により確保されたこと、遵守手続に関する途上国の同意が国際機関（国際連合環境計画 [UNEP]）の情報機能によって確保されたことを指摘する。さらに、三制度を部分的に導入して成立した残留性有機汚染物質条約（ストックホルム条約）の交渉過程を分析して水俣条約の成功要因と対比させる。本論文を構成する7つの章はそれぞれ以下のように要約される。</p> <p>第1章では、三位一体制度を国際関係学の中で捉えることを試みる。とりわけ国際ルールの遵守に関する執行理論と管理理論は、それぞれ単独で三位一体制度の成立を説明することが困難であり、両理論を有機的に統合することによって、はじめて同制度の包括性と有効性を説明できることを論じる。</p> <p>第2章では、先行研究を概観し、その問題点を指摘したうえで、合理的制度論に依拠した本論文の分析枠組を提示する。同枠組では、交渉国の利益と交渉戦略に分析視座が置かれ、条約の交渉と成立を左右する構造要因として、交渉国の国内政策および国際機関の情報機能が射程に収められ、条約の便益・費用を締約国間でどのように配分するかという分配問題、制度の予想される効果を締約国にどのように認識させるという情報問題の解決が条約の制度に関する合意形成の重要課題となる。</p> <p>第3章では、前章の枠組に即して、三位一体制度の合意形成過程を詳細に分析する。具体的には、国際協調の法的地位を課題とした作業部会交渉、独立基金および遵守手続が議論された政府間交渉に焦点を当てる。まず、作業部会ではUNEPの資料</p>			

に基づいて交渉が進められ、争点が条約の設置と自主的枠組の二つに絞り込まれたことを解明する。政府間交渉では、条約の規制対象が水銀に限定され、自主的枠組を支持していた米国が法的拘束力のある規制に同意するようになったため、独立基金の資金源が確保され、先進国と途上国間の分配問題の解決が可能になったことを示す。

第4章では、ストックホルム条約を分析の俎上に載せる。同条約の交渉でUNEPから提出された資金や遵守に関する資料は、水俣条約交渉に提出されたものと比較すると不備が多かったため、制度の効果に関わる交渉国の学習は行き詰まったうえ、発効後に規制対象物質の拡大を可能にする条項が盛り込まれことによって米国が不参加を決めたため、基金に関する合意は失敗し、先進国と途上国間の分配問題の解決は困難となったことを示す。これら二つの理由によって、法的拘束力のある規制が合意されながらも、独立基金と遵守手続が不成立に終わったと結ぶ。

第5章では、環境条約に対するUNEPの役割が2000年代に実施された同機関の改革の中で再認識されたことが、UNEPの情報機能の向上につながったことを示す。

第6章では、条約交渉前の米国、欧州連合（EU）、日本の水銀政策と条約締結後の政策の変化を検証し、先進国の国内水銀政策が条約内容に影響を与え、条約が先進国の政策を更に一層強化させたことを示す。

結章では、分析を通じて明らかとなった、環境条約の成立に必要な国際的要件および国内的要件を整理し、本論文を締めくくる。水銀のような蓄積性・拡散性の高い汚染物質に関わる国際環境問題の解決には強力な規制が不可欠であり、それに対する途上国の遵守能力を確保するには基金が必要となる一方、基金への資金協力に関する先進国の同意は途上国の規制の受容が必要となる。双方の同意を確保するには、高い交渉技術、それを支援する国際機関の情報機能、規制物質の限定化、先進国の国内政策の充実が必要となることを確認する。最後に、これらの諸要件が満たされて実現した水銀条約は、将来の環境条約の交渉・締結に重要な示唆を与えるものであると結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

2017年に発効した「水銀に関する水俣条約」は、有害化学物質である水銀や水銀化合物の排出から人の健康と環境を保護することを目的とし、水銀の産出・使用・廃棄に対して包括的な規制をかけるものである。本論文は、同条約が法的拘束力のある規制、遵守手続、資金供与制度という三つの制度を包含して成立した稀有な国際環境規制であることを受け、条約交渉過程の政治学的分析を通じて、その成立要因を解明することを狙いとした、同条約に関する初めての本格的な研究である。

筆者は、条約交渉が、資金供与に関する先進国の同意の確保、遵守手続に関する途上国の同意の確保に難航したところに着眼し、その背景には、条約の便益と費用を国家間でどのように配分するかという分配問題と、制度の予想される帰結を国々にどのように認識させるのかという情報問題が介在していたとする。そのうえで、交渉議事録の精査および日本の環境省や国際機関の担当官に聴取調査を行って、両問題の解決という視点から条約交渉を分析する。その結果、両問題の解決と条約成立を導いた要因として、資金供与に関する先進国の同意が国内規制の充実により確保されたこと、遵守手続に関する途上国の同意が国際機関（国際連合環境計画）の情報機能によって確保されたことを指摘する。さらに、三制度を部分的に導入して成立した残留性有機汚染物質条約（ストックホルム条約）の交渉過程を分析して水俣条約の成功要因と対比させる。

本論文は次の3点において優れた論文と認められる。第1に、国際合意形成という政治的側面を、過程追跡法を適用して明らかにしつつ、アクターの思惑と行動および制度の効能と制約によって展開された国際環境政治を体系的に説明した点、第2に、条約の制度の構築過程を、執行理論と管理理論という国際法学に關係する理論を適用して分析することによって政治学と法学の融合を試みた点、第3に、日本、米国、欧州における規制政策の拡充を三者固有の立法過程の所産として説明し、それを国際交渉分析に有機的に連関させることによって条約の国内基盤を解明した点である。

一方、本論文には、利益を重視する合理的制度論に立脚した筆者の説明に対して、パワーや認識を重視する他の国際関係理論に依拠した代替的説明が十分に論駁されていないという課題、情報の共有が合意形成を阻害しうる可能性が看過されているという課題がある。しかし、これらの課題は、今後、本論文の内容を一層向上させる契機となるものあり、その意義を貶めるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成30年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。